

新	旧
<p data-bbox="481 193 750 220" style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p data-bbox="129 231 297 258">1～3 (略)</p> <p data-bbox="129 308 472 335">4 構造改革特別区域の特性</p> <p data-bbox="141 346 432 373">(1) 位置・地勢 (略)</p> <p data-bbox="141 422 259 450">(2) 人口</p> <p data-bbox="176 461 1106 564">人口は、市制施行した昭和 29 年 3 月には 3 万人余りであったが、昭和 40 年代以降の宅地開発により急激に増加、昭和 56 年には市町村別の人口増加率で日本一となり、平成 6 年 10 月には 8 万人を超えた。</p> <p data-bbox="176 576 1106 756">しかし、平成 12 年 10 月に 8 万 3 千人余のピークに達して以降は減少傾向が続いており、令和 3 年 8 月 1 日 現在では、男性 <u>37,233</u>人、女性 <u>39,835</u>人、合計 <u>77,068</u>人となっている。15 歳未満の若年者については <u>8,938</u>人で、人口割合としては <u>11.6%</u>であり、一方、65 歳以上の高齢者は <u>25,488</u>人で人口の <u>33.1%</u>を占め、少子高齢化が進んでいる。</p> <p data-bbox="141 805 349 833">(3) 気候 (略)</p> <p data-bbox="141 882 259 909">(4) 産業</p> <p data-bbox="176 920 1106 986">平成 27 年国勢調査では、本市の総就業人口は <u>37,400</u>人で、生産年齢人口の減少に伴い、総就業人口も減少傾向にある。</p> <p data-bbox="176 997 1106 1216">平成 23 年以降の市内総生産額の推移を見ると、<u>同 27 年を境に、第 1 次産業、第 3 次産業では横ばいから漸減傾向となり、第 2 次産業では増加傾向から横ばいの状況となっている。産業全体では第 2 次産業の影響が大きく、増加傾向から横ばい状況を示している。</u>このような状況にある本市の経済活性化のため、産業全般を通じて、地域資源を活用した新商品の開発や販路の拡大、安定的な雇用の創出等が強く望まれているところである。</p> <p data-bbox="176 1227 1106 1369">農業については、全体の耕地面積が少なく、かつ平坦農地も少ないという制約から、多数の小規模な兼業農家が水稲単作の農業を展開している一方で、少数の意欲的な専業農家が、水田受託経営あるいは水稲作と果樹、畜産、施設園芸等との複合で独自の経営をしているのが本市農業の姿である。</p> <p data-bbox="176 1380 1106 1445">米、その他の農畜産物とも全国的レベルで産出量を誇る産地ではないものの、沿道での直売や観光との連動、食材としての直接提供、生産方式の差別化</p>	<p data-bbox="1485 193 1753 220" style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p data-bbox="1137 231 1305 258">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1137 308 1480 335">4 構造改革特別区域の特性</p> <p data-bbox="1149 346 1440 373">(1) 位置・地勢 (略)</p> <p data-bbox="1149 422 1267 450">(2) 人口</p> <p data-bbox="1184 461 2114 564">人口は、市制施行した昭和 29 年 3 月には 3 万人余りであったが、昭和 40 年代以降の宅地開発により急激に増加、昭和 56 年には市町村別の人口増加率で日本一となり、平成 6 年 10 月には 8 万人を超えた。</p> <p data-bbox="1184 576 2114 756">しかし、平成 12 年 10 月に 8 万 3 千人余のピークに達して以降は減少傾向が続いており、平成 27 年 3 月 1 日 現在では、男性 <u>39,145</u>人、女性 <u>41,769</u>人、合計 <u>80,914</u>人となっている。15 歳未満の若年者については <u>9,853</u>人で、人口割合としては <u>12.2%</u>であり、一方、65 歳以上の高齢者は <u>22,616</u>人で人口の <u>28.0%</u>を占め、少子高齢化が進んでいる。</p> <p data-bbox="1149 805 1357 833">(3) 気候 (略)</p> <p data-bbox="1149 882 1267 909">(4) 産業</p> <p data-bbox="1184 920 2114 986">平成 22 年国勢調査では、本市の総就業人口は <u>38,130</u>人で、生産年齢人口の減少に伴い、総就業人口も減少傾向にある。</p> <p data-bbox="1184 997 2114 1216">平成 12 年以降の市内総生産額の推移を見ると、<u>第 1 次産業は漸減傾向から横ばいの状況となり、第 3 次産業では漸増傾向が続いているものの、増加傾向にあった第 2 次産業が減少傾向に転じている。産業全体では第 2 次産業の影響が大きく、増加傾向から漸減傾向に転じている。</u>このような状況にある本市の経済活性化のため、産業全般を通じて、地域資源を活用した新商品の開発や販路の拡大、安定的な雇用の創出等が強く望まれているところである。</p> <p data-bbox="1184 1227 2114 1369">農業については、全体の耕地面積が少なく、かつ平坦農地も少ないという制約から、多数の小規模な兼業農家が水稲単作の農業を展開している一方で、少数の意欲的な専業農家が、水田受託経営あるいは水稲作と果樹、畜産、施設園芸等との複合で独自の経営をしているのが本市農業の姿である。</p> <p data-bbox="1184 1380 2114 1445">米、その他の農畜産物とも全国的レベルで産出量を誇る産地ではないものの、沿道での直売や観光との連動、食材としての直接提供、生産方式の差別化</p>

等によって付加価値を高めようとする農業者の努力で、いくつかは地域ブランド品目として認知されている。基幹作目である米は、日本穀物検定協会による米食味ランキングで何度も“特A”評価を得ている、「伊賀米コシヒカリ」のブランド名で有名であり、さらに、ぶどう、伊賀牛、メロンなどが代表的なブランド品目となっている。

また本市においては、良質な米、豊かな清水、乾燥寒冷な気候を活かして古くから酒造業が盛んで、平成25年12月には、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図ることを目的に、「伊賀名張の酒・名酒で乾杯を推進する条例」も制定されたところである。

地域資源の面では、赤目四十八滝や香落溪などの景観資源、初瀬街道、美旗古墳群、夏見廃寺さらには「忍者」などの歴史的・文化的資源が多く、観光は本市の重要な産業となっている。

#### (5) 地域づくり (略)

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市は現在、青蓮寺地区、下小波田地区を中心にぶどう生産農家が多く、地域ブランド品目として県内最大規模の産地となっているが、高齢化と後継者不足によって生産農家の減少と耕作の放棄が懸念されている。

そのような中、日本のワインづくりが国際的な評価を高め、国内にもワイン愛好家が増加していることから、市内の関係者には「ワインづくり」への関心と期待は大きなものがある。

平成30年には、市内の廃校となった小学校の校舎を利用した「國津果實酒醸造所」での醸造が始まり、一般製造免許による、他県産醸造用ぶどう+地元醸造用ぶどう利用による経営モデルが誕生した。

今後は、経営モデルでの取り組みを参考にしつつ、生食用ぶどう生産地としての当地で、新たに醸造用ぶどうの生産とこれを使用したワインづくりを広めることで、新規就農者の確保、地域ブランド品の作出、遊休農地の解消といった様々な課題に対して、有効な解決策の一つとすることができる。

また、当地の良質米を利用した新たな産品としての「どぶろくづくり」も、農家レストラン、農家民泊などの経営を検討する農業者には商品アイテムとして魅力的な素材となる。

さらに、農業者や農業法人等で生産する各種の農産物を素材とした加工品

等によって付加価値を高めようとする農業者の努力で、いくつかは地域ブランド品目として認知されている。基幹作目である米は、日本穀物検定協会による米食味ランキングで4年連続の“特A”評価を得て、「伊賀米コシヒカリ」のブランド名で有名であり、さらに、ぶどう、伊賀牛、メロンなどが代表的なブランド品目となっている。

また本市においては、良質な米、豊かな清水、乾燥寒冷な気候を活かして古くから酒造業が盛んで、平成25年12月には、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図ることを目的に、「伊賀名張の酒・名酒で乾杯を推進する条例」も制定されたところである。折からの日本酒ブームとも相まって、酒への関心は高まっている。

地域資源の面では、赤目四十八滝や香落溪などの景観資源、初瀬街道、美旗古墳群、夏見廃寺さらには「忍者」などの歴史的・文化的資源が多く、観光は本市の重要な産業となっている。

#### (5) 地域づくり (略)

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市は現在、青蓮寺地区、下小波田地区を中心にぶどう生産農家が多く、地域ブランド品目として県内最大規模の産地となっているが、高齢化と後継者不足によって生産農家の減少と耕作の放棄が懸念されている。

そのような中、日本のワインづくりが国際的な評価を高め、国内にもワイン愛好家が増加していることから、市内の関係者には「ワインづくり」への関心と期待が高まりつつある。生食用ぶどう生産地としての当地で、新たに醸造用ぶどうの生産とこれを使用したワインづくりが始まることで、新規就農者の確保、地域ブランド品の作出、遊休農地の解消といった様々な課題に対して、有効な解決策の一つとすることができる。

また、当地の良質米を利用した新たな産品としての「どぶろくづくり」への注目も関係者の中に生まれている。

さらに、農業者や集落で生産する各種の農産物を素材とした加工品づくり

づくりや新たな提供をめざす六次産業化の動きもいくつか登場しており、中には、これまであまり注目されてこなかった農産物を利用したリキュールづくりを、農産物の高付加価値化、ビジネスの多角化に好適なツールとして採り入れようとする事業体も現れている。

加えて、ワイン、どぶろく、ぶどう以外の果実酒やリキュールなど、酒類（リカー）のもつ様々な潜在力を市の重要な産業である観光と結びつけることで、地域経済への波及効果を生むことも可能である。

これら の構想 を実現するためには、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で酒類の製造・販売が可能となるような条件整備を図る必要があり、特区計画の意義は極めて大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

### (1) 「醸造用ぶどう栽培＋ワイン醸造」等によるモデル経営の育成

本市ではこれまでにない経営であり、最初期に取り組む 実施主体 には様々なリスクを抱えての参入となる。関係機関の密接な連携のもとに、それら の実施主体 をサポートしてモデル経営としての育成を図る。

### (2) ぶどう、米等を基軸とした総合的なブランド力の向上

既存の生食用ぶどう生産地としての知名度（観光ぶどう狩り＝青蓮寺地区、ぶどう生産直売＝下小波田地区周辺）や米の“特A”産地としての知名度を活かしつつ、新たに醸造用ぶどうの生産地、地ワイン製造地、どぶろく製造地、特産リキュール製造地 としての情報発信力を加えたマーケティング活動を展開することで、名張産のぶどう・ワイン、名張産の米・どぶろく、名張産の農産物・リキュール のもつ総合的なブランド力を高める。

さらに、これまで生産量が乏しくブランド品目として認知されにくかった農産物についても、酒類としての提供・販売を新たな魅力として付加することでブランド力を高める。

### (3) 他産業との連携強化による地域経済への波及や交流人口の拡大 (略)

### (4) 耕作放棄の防止と遊休農地の活用

特に醸造用ぶどう やリキュールの原料となる農産物 の栽培推進のために

や新たな提供をめざす六次産業化の動きもいくつか登場しており、地域農産物 を利用した果実酒やリキュールづくりが、農産物の高付加価値化、ビジネスの多角化に好適なツールとして採り入れられる可能性は高まっている。

加えて、ワイン、どぶろく、ぶどう以外の果実酒やリキュールなど、酒類（リカー）のもつ様々な潜在力を市の重要な産業である観光と結びつけることで、地域経済への波及効果を生むことも可能である。

これらを実現するためには、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で酒類の製造・販売が可能となるような条件整備を図る必要があり、特区計画の意義は極めて大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

### (1) 「醸造用ぶどう栽培＋ワイン醸造」等によるモデル経営の育成

本市ではこれまでにない経営であり、最初期に取り組む 農業者 には様々なリスクを抱えての参入となる。関係機関の密接な連携のもとに、それら 農業者 をサポートしてモデル経営としての育成を図る。

### (2) ぶどう、米等を基軸とした総合的なブランド力の向上

既存の生食用ぶどう生産地としての知名度（観光ぶどう狩り＝青蓮寺地区、ぶどう生産直売＝下小波田地区周辺）や米の“特A”産地としての知名度を活かしつつ、新たに醸造用ぶどうの生産地、地ワイン製造の地、どぶろく製造地としての情報発信力を加えたマーケティング活動を展開することで、名張産のぶどう・ワイン、名張産の米・どぶろくのもつ総合的なブランド力を高める。

さらに、これまで生産量が乏しくブランド品目として認知されにくかった農産物についても、酒類としての提供・販売を新たな魅力として付加することでブランド力を高める。

### (3) 他産業との連携強化による地域経済への波及や交流人口の拡大 (略)

### (4) 耕作放棄の防止と遊休農地の活用

特に醸造用ぶどうの栽培推進のためには、農地の供給が不可欠である。

は、農地の供給が不可欠である。

醸造用ぶどうの場合は、十分な日照量、排水性の良さなどの条件を満たす必要はあるものの、他の樹種に比べ土壌適応性は大きく、肥沃な土壌よりやや痩せた土壌で高品質なぶどうが生産できる。

一方、リキュールの原料として適した農産物の中には、乾燥や強い日差しに弱く、肥沃な土壌での生産に適したものもある。

このことは、特産物の栽培適地の選択肢が増えたということでもあり、栽培に際しての初期投資が少なく済むこととも考え合わせ、既存のぶどう栽培地での品種転換による耕作放棄の防止策、中山間地の遊休農地の活用策としても捉えて、醸造用ぶどうやリキュールの原料となる農産物の栽培推進を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 従来の生食用ぶどう経営、水田経営、果樹・野菜経営等に、新たに「醸造用ぶどう栽培+ワイン醸造」、「どぶろく製造」、「ぶどう以外の果実酒やリキュール製造」等が経営要素として加わることで、経営の多角化、新規就農者・新規就業者の創出につながる。

### 【特定農業者による特定酒類の製造に関する目標】

項目	令和2年度 年度末現状	同3年度 目標	同4年度 目標	同5年度 目標	同6年度 目標	同7年度 目標
特定酒類製造事業者数	1	1	1	2	2	3
製造量	0.03 kℓ	0.1 kℓ	0.1 kℓ	0.2 kℓ	0.3 kℓ	0.4 kℓ

### 【特産酒類の製造に関する目標】

項目	令和2年度 年度末現状	同3年度 目標	同4年度 目標	同5年度 目標	同6年度 目標	同7年度 目標
特産酒類製造事業者数	0	0	1	1	2	2
製造量	0	0	1 kℓ	1.5 kℓ	3.5 kℓ	4 kℓ

醸造用ぶどうの場合は、十分な日照量、排水性の良さなどの条件を満たす必要はあるものの、他の樹種に比べ土壌適応性は大きく、肥沃な土壌よりやや痩せた土壌で高品質なぶどうが生産できる。

栽培に際しての初期投資が少なく済むこととも考え合わせ、既存のぶどう栽培地での品種転換による耕作放棄の防止策、中山間地の遊休農地の活用策としても捉えて、醸造用ぶどうの栽培推進を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 従来の生食用ぶどう経営、水田経営、果樹・野菜経営等に、新たに「醸造用ぶどう栽培+ワイン醸造」、「どぶろく製造」、「ぶどう以外の果実酒やリキュール製造」等が経営要素として加わることで、経営の多角化、新規就農者・新規就業者の創出につながる。

### 【特定農業者による特定酒類の製造に関する目標】

項目	平成26年度 年度末現状	同27年度 目標	同28年度 目標	同29年度 目標	同30年度 目標	同31年度 目標
特定酒類製造事業者数	0	1	1	2	2	4
製造量	0	0.1 kℓ	0.1 kℓ	0.2 kℓ	0.2 kℓ	0.4 kℓ

### 【特産酒類の製造に関する目標】

項目	平成26年度 年度末現状	同27年度 目標	同28年度 目標	同29年度 目標	同30年度 目標	同31年度 目標
特産酒類製造事業者数	0	1	1	2	2	3
製造量	0	2 kℓ	2 kℓ	4 kℓ	5 kℓ	6 kℓ

(2) (略)

(3) 観光産業など他産業との連携がこれまで以上に容易となり、地域経済への波及や交流人口の拡大につながる。

【観光レクリエーション入込客数に関する目標】

項目	令和2年(現状)	令和4年(目標)
観光レクリエーション入込客数	76.5万人	135万人

(令和3年4月策定 第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(4) 醸造用ぶどう ヤリキュールの原料となる農産物栽培の場合、必要となる施設・機械器具等が少ないため新規取組、生産拡大ともに比較的容易で、かつ農産物ごとに栽培適地が異なり農地の選択肢が広がることから、耕作放棄の防止、遊休農地の解消につながる。

【耕作放棄地の解消に関する目標】

項目	令和元年度 耕作放棄地	令和2年度 解消地	耕作放棄解消目標	
			令和3年度	令和4~7年度
面積 (ha)	32.56	1.49	2	2~3/年間

(名張市農業委員会資料)

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

(別紙) 特定事業番号707 (708)

(略)

(別紙) 特定事業番号709 (710, 711)

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(2) (略)

(3) 観光産業など他産業との連携がこれまで以上に容易となり、地域経済への波及や交流人口の拡大につながる。

【観光レクリエーション入込客数に関する目標】

項目	平成25年(現状)	平成26年10月 ~平成29年9月
観光レクリエーション入込客数	125.7万人	500万人

平成26年10月策定 本市観光戦略による

(4) 醸造用ブドウ栽培の場合、必要となる施設・機械器具等が少ないため新規取組、生産拡大ともに比較的容易で、耕作放棄の防止、遊休農地の解消につながる。

【耕作放棄地の解消に関する目標】

項目	平成25年度 耕作放棄地	平成26年度 解消地	耕作放棄解消目標
面積 (ha)	24.7	4.4	4/年間

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

(別紙) 特定事業番号707 (708)

(略)

(別紙) 特定事業番号709 (710)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、なし、もも、うめ、かりん、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご、メロン、トマト、みかん、いちじく、あけび、すもも、びわ、かき、くり、すいか、なばな、たねな、しそ、しょうが、みょうが、ちゃ、ジュニパーベリー、さんしょう、につけい、バタフライピー、やまざくら、ブラックベリー）若しくはこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュール（果実酒の場合、原料からトマト、くり、なばな、たねな、しそ、しょうが、みょうが、ちゃ、ジュニパーベリー、さんしょう、につけい、バタフライピー、やまざくらを除く。）を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

名張市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である、ぶどう、なし、もも、うめ、かりん、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご、メロン、トマト、みかん、いちじく、あけび、すもも、びわ、かき、くり、すいか、なばな、たねな、しそ、しょうが、みょうが、ちゃ、ジュニパーベリー、さんしょう、につけい、バタフライピー、やまざくら、ブラックベリー若しくはこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュール（果実酒の場合、原料からトマト、くり、なばな、たねな、しそ、しょうが、みょうが、ちゃ、ジュニパーベリー、さんしょう、につけい、

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、なし、もも、うめ、かりん、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご、メロン、トマト）を原料とした果実酒又はリキュール（果実酒の場合、原料からトマトを除く。）を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

名張市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である、ぶどう、なし、もも、うめ、かりん、ゆず、キウイ、ブルーベリー、いちご、メロン、トマトを原料とした果実酒又はリキュール（果実酒の場合、原料からトマトを除く。）を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

バタフライピー、やまざくらを除く。)を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域の特産物を新たな地域ブランドとして活用することを可能にし、農業の振興につながるものである。

また、特産酒類の製造や活用などの新たな産業の創出といった起業精神が醸成され、雇用の確保にも寄与することが出来る。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。

このことは、地域の特産物を新たな地域ブランドとして活用することを可能にし、農業の振興につながるものである。

また、特産酒類の製造や活用などの新たな産業の創出といった起業精神が醸成され、雇用の確保にも寄与することが出来る。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。